

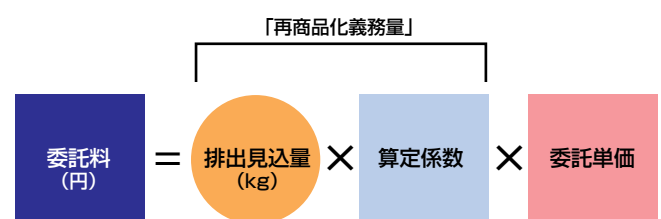
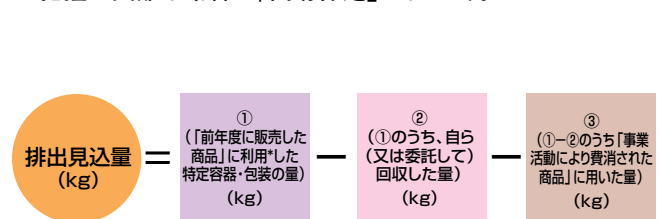
「指定法人」へ委託料を支払うことで、義務を果たせます。

「委託料」の考え方と算出方法

「排出見込量」×「算定係数」×「委託単価」=それが「委託料」です

「委託料」をどれだけ支払うか——まず、前年度の排出量を基にした「排出見込量」を算出します。ポイントは、利用(製造等)したもの(①)のうち、自ら回収したもの(②)、事業活動により費消されたもの(③)を分けて、最終的に家庭から排出される廃棄物となった分(①-②-③)だけ申告することです。こうした計算を自ら行える事業者は「自主算定」を、事業活動により費消された分の把握が困難な場合は「簡易算定」となります。

個々の特定事業者がリサイクル(再商品化)すべき量を、簡便に算出するために係数化されたのが「算定係数」。リサイクル・コストなどから算出されたのが「委託単価」——いずれも毎年変わり、係数の根拠となる量と比率は国から、また「委託単価」は指定法人から発表される——この2つに「排出見込量」をかけた数字が、指定法人への「委託料」です。



*「特定容器製造等事業者」の場合は“利用”を“製造等”に読みかえてください。

いつ、どこへ申し込む？

委託のお申込や委託契約は、指定法人である(財)日本容器包装リサイクル協会に受け付けています。具体的なリサイクル(再商品化)義務量の算出方法、お申込方法等については、(財)日本容器包装リサイクル協会のコールセンター(TEL:03-5251-4870)へお問い合わせください。なお、全国の「商工会議所」および「商工会」も指定法人への委託のお申込等の代行を行っています。この場合には、お近くの商工会議所・商工会へお問い合わせください。

■リサイクル(再商品化)実施の流れ

委託契約 手続	前年度	12月	指定法人による委託申込受付の開始(12月~1月)
		2月	委託申込締切(2月~3月)
		3月	契約締結締切(3月)
リサイクル (再商品化) 実施期間	当年度	4月	指定法人との委託契約開始/再商品化事業開始
		1月	指定法人への委託料支払
		3月	事業終了
委託料 精算	次年度	7月	委託料の精算

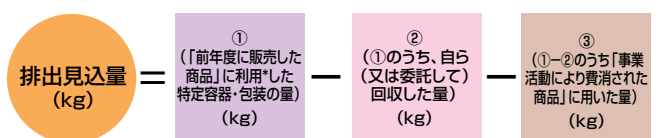
分割払いもできます

指定法人への委託料が10万円を超える場合は、分割払いもできます。また、委託料は金額の多寡によって支払回数・時期が異なります。

年間委託料	支払回数	4月	7月	10月	翌年1月
10万円以下	一括払い	—	100%	—	—
10万円超~3000万円未満	一括払い	—	100%	—	—
	3分割	—	50%	25%	25%
3000万円以上	2分割	50%	50%	—	—
	4分割	40%	30%	15%	15%

委託料を計算しましょう

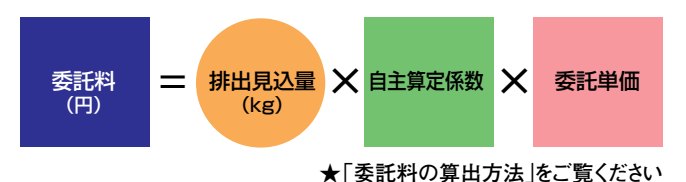
「排出見込量」を算出できますか？



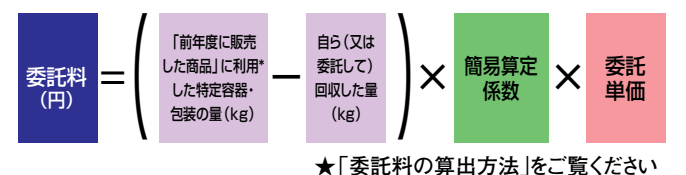
*「特定容器製造等事業者」の場合は“利用”を“製造等”に読みかえてください。

*容器包装リサイクル法では、「自主算定」を原則としています。上記②、③を把握するよう努めてください。

算出できる ▶ 「自主算定」



算出できない ▶ 「簡易算定」



「前年度に販売した商品」に利用した特定容器・包装の量(kg)と自ら又は他者への委託により回収した特定容器・包装の量(kg)を割り出す。
*「特定容器製造等事業者」の場合は“利用”を“製造等”に読みかえてください。

指定法人(財)日本容器包装リサイクル協会より 《オンライン手続き》 ホームページからご利用いただけます

再商品化委託の申込みは、指定法人である(財)日本容器包装リサイクル協会のホームページからオンラインで手続きできます。オンライン手続きを利用されることによって、特定事業者の皆様の利便性・操作性を高め、手続きの簡素化を実現しています。再商品化義務量、委託料金などが自動計算されます。

初めての方もぜひオンライン画面を開いてご覧ください。
ホームページURL: <http://www.jcpra.or.jp/>
オンラインによる申込みについてのお問い合わせ先
(財)日本容器包装リサイクル協会オペレーションセンター: 03-5610-6261



リサイクル義務を果たすためのポイント。

手続き・制度について

帳簿の記載事項・記載例について

■ 記載事項(特定事業者)

1	リサイクル(再商品化)義務量	
2	義務量を算定する際に用いた排出見込量	
3	■ 利用事業者 当該年度の特定期間包装の利用見込量	① 販売した商品に用いた特定期間包装の量(前事業年度) ② 販売する商品に用いる特定期間包装の見込量(特定期間包装の利用を開始する時または終了する時) ③ (初年度に商品に用いた特定期間包装の量/初年度商品販売月数)×12 〈特定期間包装の利用を開始した年度の次年度の場合または次々年度において次年度の実績量が確定していない場合〉
	■ 製造等事業者 当該年度の特定期間の販売見込量	① 販売した特定期間の量(前事業年度) ② 販売する特定期間の見込量(特定期間の製造等を開始する時または終了する時) ③ (初年度に販売した特定期間の量/初年度商品販売月数)×12 〈特定期間の製造等を開始した年度の次年度の場合または次々年度において次年度の実績量が確定していない場合〉
4	2.の排出見込量を自主算定した場合	① 自ら回収または他者への委託により回収する特定期間包装で主務大臣が定めるところにより算出される量 ② 容器包装廃棄物として排出されない特定期間包装の量として主務大臣が定めるところにより算出される量
5	2.の排出見込量を簡易算定した場合	① 自ら回収または他者への委託により回収する特定期間包装で主務大臣が定めるところにより算出される量
6	■ 利用事業者 特定期間包装を用いた商品を輸出している場合	① 特定期間包装の種類 ② 特定期間包装の量 ③ 特定期間包装を用いた商品の輸出先
	■ 製造等事業者 特定期間包装を輸出している場合	① 特定期間の種類 ② 特定期間の量 ③ 特定期間の輸出先
7	自主回収の認定を受けている場合	① 認定を受けた特定期間の種類 ② 認定を受けた特定期間の量 ③ 認定を受けた特定期間の回収方法
8	自ら回収または他者への委託により回収する特定期間包装の量を算定した場合	特定期間包装の種類、回収方法
9	指定法人とリサイクル(再商品化)契約を結ぶ場合の契約事項	① リサイクル(再商品化)契約を締結した年月日 ② リサイクル(再商品化)契約に係るリサイクル(再商品化)される特定期間基準適合物の量 ③ リサイクル(再商品化)契約に係る委託料金の支払期限およびこれを支払った年月日

〈注〉:「自主算定」「簡易算定」を、ひとつの表に混在させて書きこんではいけません。

特定事業者が義務を怠ると罰則規定が適用されます

再商品化の義務を負う特定事業者が、万一この義務を履行しない場合は、国による「指導、助言」、「勧告」、「公表」、「命令」を経て「罰則」が適用されます。

- 再商品化義務を履行しない場合
- 帳簿の記載をしなかったり、虚偽の記載をしたり、帳簿を保存しない場合
- 主務大臣から業務の報告を求められたときに、報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合
- 主務大臣から立入検査を求められたときに、これを拒んだり妨げたりした場合

*①に対しては、「指導、助言」、「勧告」、「公表」を経て「命令」が出され、これに従わなかった場合に限り、100万円以下の罰金が科せられます。
②～④に対しては、20万円以下の罰金が科せられます。

■ 記載例(特定容器利用事業者/自主算定方式のケース)

業種区分	食品製造業、清涼飲料製造・茶・コーヒー製造業、酒類製造業、油脂加工製品・石鹸・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業等、医薬品製造業、化粧品・歯磨き・その他の化粧品用調整品製造業、小売業、その他の事業	
容器包装区分	ガラスびん(無色・茶色・その他の色)、PETボトル(飲料(酒類を含む)又は醤油用)、その他紙製容器(その他プラスチック製容器)	

特定容器(*)を用いた商品の名称 <small>(おおむね同じ形状・色・重量の容器を複数の商品に用いている場合には、それらを一つの欄に纏めて計算することは可)</small>	洗剤用ボトル
材料の構成・種類等	その他プラスチック
①:特定容器1個当たりの重量(★注1) (g)	33
②:当該年度において特定容器(*)を用いた商品の販売個数 (個)	2,530,000
③:当該年度に販売した商品に用いた特定容器の量 ①×②=(kg)	83,490
特定容器を(*)用いた商品を輸出した場合	なし
④:その容器(*)の量(kg) 輸出先(国及び企業等の名称)	—
⑤:日本国内に販売された商品に用いた特定容器(*)の量 ③-④=(kg)	83,490
⑥:⑤のうち自ら又は他者への委託により回収する量 (kg)	なし
⑦:[⑤-⑥]のうち事業活動により、費消された量 (kg)	4,120
⑦が算定できない場合	—
⑧:[⑤-⑥]から、事業活動により費消した特定容器の量を控除する前の量 ⑧=⑤-⑥ (kg)	—
⑨:事業系比率 (%)	—
⑩:100-事業系比率 (%)	—
⑪:容器包装廃棄物排出見込量 ⑤-⑥-⑦ 又は ⑧×⑩ (kg)	79,370
⑫:算定のための簡易係数(指定法人が算出した自主算定の場合の係数)(★注2)	0.40084
再商品化義務量 ⑪×⑫(kg)	31,815

記載「項目」が異なります	
「特定容器製造等事業者」のケース	「特定包装利用事業者」のケース
①:特定容器の名称等	*容器を「包装」に
同左	(この項削除)
②:当該年度における特定容器の製造販売個数(個)	①:特定包装の入荷量(kg)
③:当該年度において販売した特定容器の量(kg)	②:①のうち当該年度において使用する量(個)
特定容器を輸出した場合	(この項削除)
④:輸出した量	*用いたを「ふされた」に
同左	*容器を「包装」に
⑤:日本国内に販売された特定容器の量(kg)	*容器を「包装」に
同左	同左
同左	*容器を「包装」に
同左	同左

指定法人との委託契約に係る事項

1.契約締結年月日	年 月 日	3.委託料金の支払期限	年 月 日
2.予定委託数量	kg	4.委託料金の支払年月日	年 月 日

〈★注1〉:特定容器〔又は包装〕の1個〔枚〕当たりの重量は、複数の特定容器〔又は包装〕の重量を実測(おおむね10個〔枚〕以上)し、その平均値をグラム単位(小数点以下第1位を四捨五入する)で求めたものを用いる。ただし、整数1桁以下の場合には、有効数字2桁(3桁目を四捨五入する)の重量とする。また、当該特定容器包装と取手等が一体となっており、分離が困難な場合には、これらを含めた重量とする。

〈★注2〉:算定係数は、各年度の係数を用いること(「委託料の算出方法」参照)。